No.	⑦-15		R7 当初予算額	36 百万円の内数
事業名	地域通訳案内士制度	· 通訳案内士制度		観光庁
概要	各地域における通訳案内士の不足に対応を図る観点から、一定区域内において名称独占 資格を付与する地域通訳案内士制度を導入することにより、多様化する訪日外国人旅行 者の旅行ニーズへの対応を図っている。			
支援対象	地方公共団体	補助率		ー 内士育成等計画の策定 ドバイス等の支援)
対象事業	地域通訳案内士制度を導入する地方公共団体に対して、地域通訳案内士育成等計画を策定する際のアドバイスや、優良事例などの横展開などを行うなどの支援を行っている。平成 27 年度導入地域・山梨県、長野県、高山市、京都市、奈良県、島根県・鳥取県平成 28 年度導入地域・陸前高田市、佐渡市、東京都、金沢市、奄美群島平成 30 年度導入地域・広島県、香川県、富山県、杵築市、高知県、鹿児島県令和元年度導入地域・高島市、阿蘇地域、竹田市、中津市、山口県央都市圏域、北庄内地域令和 2 年度導入地域・長浜市、安曇野市、大山地域令和 4 年度・横手市、熊本市令和 6 年度			
支援内容	地域通訳案内士制度を導入する地方公共団体に対して、地域通訳案内士育成等計画の策定に際してのアドバイスや、優良事例の横展開など、地域ガイド(地域通訳案内士)の導入・育成に関して積極的な支援を行う。 平成 28 年度に佐渡市(新潟県)及び奄美群島(鹿児島県)において、地域通訳案内士制			
実績	度を導入。			
備考	_			
担当部署	観光庁国際観光部国際観光課			
連絡先	TEL: 03-5253-8324			
参照 HP	http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kokusai/tsuyaku.html			